

群馬県の生活環境を保全する条例の一部改正の概要

1 改正の経緯等

平成24年8月31日付け群馬県環境審議会答申「利根川水系におけるホルムアルデヒドによる取水障害に関する今後の措置について」を受け、化学物質による利水障害事故の未然防止と県内の化学物質の使用実態の把握のため、「群馬県の生活環境を保全する条例」の一部を改正することとし、改正条例議案を11月26日に群馬県議会に上程した。当議案は12月14日に議決、12月28日に公布された。

改正の形式は、47条及び48条～48条の4を変更/追加し、併せて関連条項の見直しを行ったものである。

この改正条例は、平成25年4月1日から施行される。

2 主な改正内容（逐条解説）

（1）第47条 特定指定物質の適正な管理に関する指針

第四十七条 県は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害（水道水（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道水により供給される水をいう。）の供給又は水道原水（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第二項に規定する水道原水をいう。）の取水に障害をきたすことをいう。以下同じ。）等の原因となる化学物質として規則で定めるもの（以下「特定指定物質」という。）の環境への排出の削減に資するため、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。

- ・第47条は、この改正条例の対象となる化学物質（特定指定物質）を定義し、特定指定物質を工場・事業場において適正に管理するための指針を県が策定して、公表する義務を規定する。
- ・特定指定物質は、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害等の原因となる化学物質」であり、条例施行規則で規定される。

（2）第48条 特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出

第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの（以下「特定指定物質取扱事業者」という。）は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 取り扱う特定指定物質の名称
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

・第48条第1項は、

特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者であり、条例施行規則で定める要件に合致するものとして「特定指定物質取扱事業者」を定義する。

第47条で県が策定・公表した指針により、特定指定物質取扱事業者は特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、知事に届け出る義務を規定する。

・第48条第2項は、特定指定物質取扱事業者が、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量の把握の義務を規定する。なお、把握の方法については、条例施行規則で定める。PRTR法が「排出量及び移動量」を把握するのと異なり、県内の化学物質の使用実態を把握する趣旨から、「取扱量」を対象としている。

・第48条第3項は、前項により把握した取扱量について、知事に届け出る義務を規定する。なお、届出の具体的な方法については、条例施行規則で定める。

・第48条第4項は、適正管理計画に係る変更や特定指定物質の取扱いの廃止の場合の変更届と、特定指定物質取扱事業者でなくなった場合の廃止届出を規定する。なお、「特定指定物質の取扱いの廃止の場合の変更届」とは、複数の特定指定物質を取り扱っている場合に、その一部について取扱いを廃止した場合が該当し、すべての特定指定物質の取扱いを廃止した場合は、特定指定物質取扱事業者ではなくなる（廃止届出）ことになる。

(3) 第48条の2 特定指定物質取扱事業者の責務

・特定指定物質取扱事業者について、特定指定物質の適正管理の責務を規定する。

(4) 第48条の3 県の責務

・県は、特定指定物質取扱事業者の適正管理の取組の支援に努めることを規定する。

(5) 第48条の4 普及啓発

第四十八条の四 県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及及び啓発に努めるものとする。

- ・利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について、県の普及啓発の努力義務を規定。

(6) その他の改正点

- ・第 1 2 4 条：それに基づく条例施行規則を定め、あるいは変更する場合に、群馬県環境審議会へ諮問する必要のある条項として、改正された第 4 7 条を追加。
- ・第 1 2 8 条：事業者その他の生活環境の保全等に関する資料を所有する者に対し、従来資料提供等の協力の要請に加え、調査への協力（事業場への訪問調査等を想定）を求めることができることとした。

群馬県的生活環境を保全する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第四百号

群馬県的生活環境を保全する条例の一部を改正する条例

群馬県的生活環境を保全する条例(平成十二年群馬県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 特定排出水の排出の規制等(第三十一条―第四十八条)」を「第

一節 特定排出水の排出の規制等(第三十一条―第四十六条)

一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等(第四十七条―第四十八

条の四)」に改める。

第四十七条の前に次の節名を付する。

第一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

(特定指定物質の適正な管理に関する指針)

第四十七条 県は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害(水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。))の供給又は水道原水(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第二条第二項に規定する水道原水をいう。))の取水に障害をきたすことをいう。以下同じ。)等の原因となる化学物質として規則で定めるもの(以下「特定指定物質」という。))の環境への排出の削減に資するため、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。

(特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出)

第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの(以下「特定指定物質取扱事業者」という。))は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲

げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 取り扱う特定指定物質の名称

四 その他知事が必要と認める事項

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第四章第一節の二中第四十八条の次に次の三条を加える。

(特定指定物質取扱事業者の責務)

第四十八条の二 特定指定物質取扱事業者は、その事業活動において特定指定物質を適正に管理するよう努めなければならない。

(県の責務)

第四十八条の三 県は、特定指定物質取扱事業者が実施する特定指定物質の適正な管理に関する取組の支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第四十八条の四 県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及及び啓発に努めるものとする。

第五十八条中「(昭和三十二年法律第七十七号)」を削る。

第二百二十四条中「第四十五条第一項」の下に、「第四十七条」を加える。

第二百二十八条中「資料の」を「調査への協力、資料の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、改正後の第四十七条の規定に基づく規則を定めようとするときは、この条例の施行の前においても群馬県環境審議会の意見を聴くことができる。

群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五号

群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例

群馬県卸売市場条例(昭和四十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を次のように改める。

(許可の基準)

第四条の二 知事は、法第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請が法第五十七条第一項又は第五十九条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。

一 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員)が禁錮以上の刑(法の規定により処せられる禁錮以上の刑を除く。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その役員)又は申請者の使用人であつて規則で定めるものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)であるとき。

三 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県卸売市場条例(以下「新条例」という。)第四条の二の規定は、この条例の施行の際現に卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可又は群馬県卸売市場条例第八條第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項の認可の申請をしている者についても適用があるものとする。